－令和8年度－

組　合　の 概　要







海部地区環境事務組合

目　次

１　概況

(1) 位置・面積・人口等 …… 1
(2) 沿革 …… 3

２　組織・職員

(1) 組織図 …… 10
(2) 職員の配置 …… 11
(3) 事務分掌 …… 11

３　予算・決算

(1) 令和８年度当初予算 …… 14
(2) 令和７年度決算（見込み） …… 15
(3) 人口に対する市町村負担金の推移 …… 15

４　施設・概要

(1) 八穂クリーンセンター …… 16
(2) 八開処分場 …… 16
(3) 塩田緑苑多目的広場 …… 17
(4) 塩田センター …… 17
(5) 新開センター …… 18
(6) 上野センター …… 18
(7) 日光川左岸し尿中継船係留土場 …… 21

５　ごみ処理事業

(1) ごみ搬入・処理実績及び運転状況 …… 22
(2) 一般廃棄物ごみ受入れ要綱 …… 27
(3) 事業系一般廃棄物ごみ受入れ要領 …… 30
(4) 各種調査結果（八穂クリーンセンター） …… 33
(5) 各種調査結果（八開処分場） …… 38

６　し尿等処理事業

(1) 令和７年度新開センターし尿等処理実績 …… 40
(2) 令和７年度上野センターし尿等処理実績 …… 41
(3) 令和７年度し尿等処理実績（合計） …… 42
(4) 令和７年度し尿等搬出状況 …… 43
(5) 年度別し尿等処理実績 …… 43
(6) 各種調査結果 …… 44

参考資料

(1) 公害防止協定書（八穂クリーンセンター） …… 48
(2) 八穂クリーンセンター運営協議会設置条例 …… 52
(3) 八穂クリーンセンター運営協議会規則 …… 53
(4) 新開センター施設運営に関する協定書 …… 55
(5) 新開センター施設運営に関する協定書細目事項 …… 56
(6) 用語解説 …… 60
(7) 単位・記号の解説 …… 63

1　概　　況

１　概　　況

（１）　位置・面積・人口等

当組合の立地する海部地域は、愛知県の西部に位置し、東は名古屋市に、北は稲沢市に接し、西は木曽川を隔て岐阜県及び三重県に隣接し、南は伊勢湾に臨み、その大部分が木曽川のデルタ地帯に属しており、管内市町村のほとんどが海抜ゼロメートル地帯である。

当組合は、海部地区４市２町１村で構成され、面積 198.41㎢、人口281,894人、世帯数 127,111戸（令和８年４月１日現在）で大都市名古屋のベッドタウンとしての住宅地、米作を始め野菜や花卉等農産物の生産地、更には名古屋臨海工業地帯の一部として発展している。

ア）面積

内訳　　令和８年４月１日現在

市町村名	面積(㎢)	市町村名	面積(㎢)
津　島　市	25.09	大　治　町	6.59
愛　西　市	66.68	蟹　江　町	11.09
弥　富　市	48.28	飛　島　村	22.43
あ　ま　市	18.25	合　　計	198.41

※あま市の面積は旧甚目寺町除く

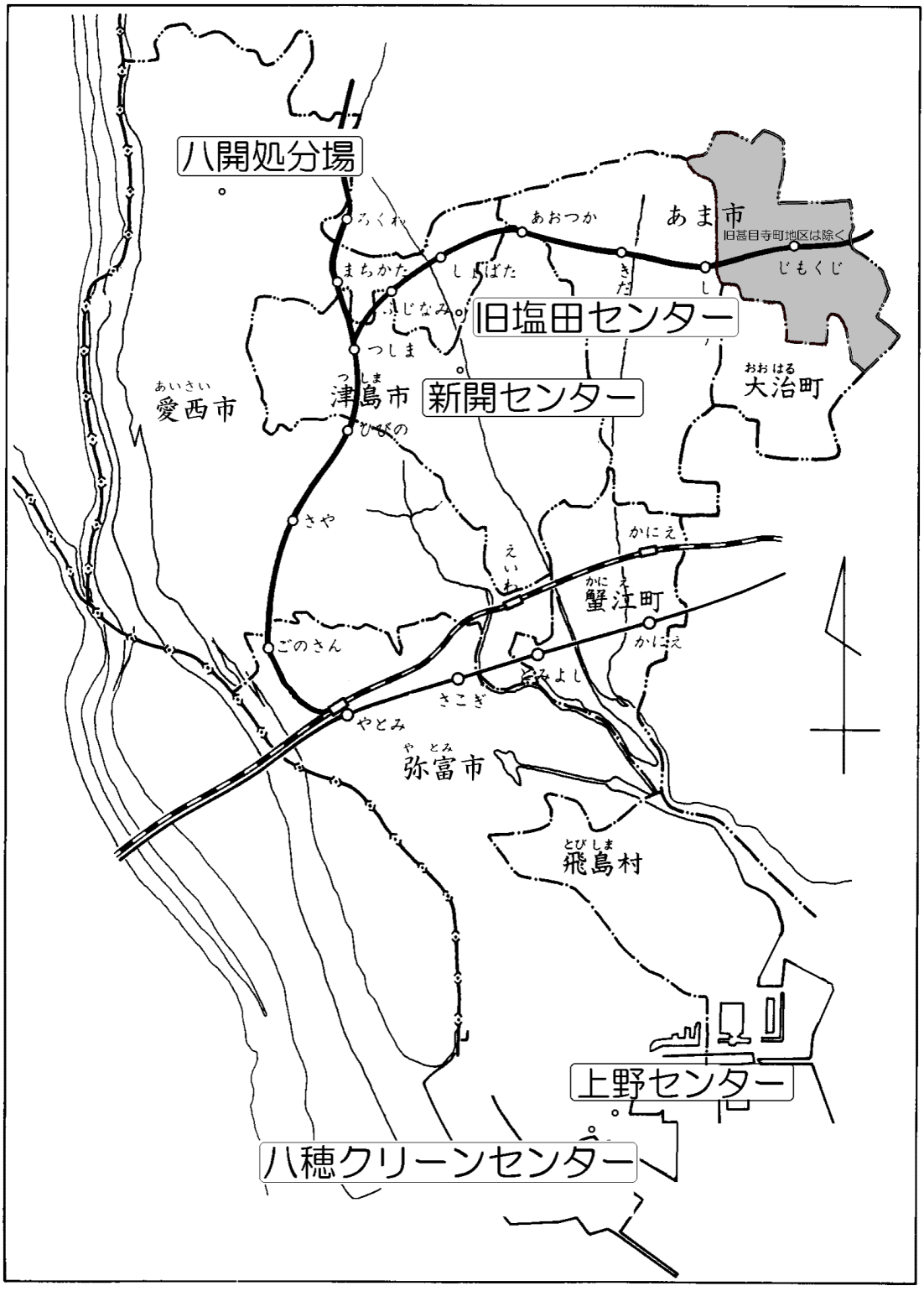
イ）人口・世帯数

令和８年４月１日現在

市町村名	総人口(人)	世帯数(戸)
津　島　市	58,779	27,735
愛　西　市	59,670	24,790
弥　富　市	43,236	19,433
あ　ま　市	45,224	20,290
大　治　町	33,646	15,281
蟹　江　町	36,669	17,660
飛　島　村	4,670	1,922
合　　計	281,894	127,111

※あま市の人口・世帯数は旧甚目寺町除く

ウ）地図


八開処分場
旧塩田センター
新開センター
上野センター
八穂クリーンセンター
あま市
旧甚目寺町地区は除く
じもくじ
あおつか
ろくわ
まちかた
しばた
きだ
ふじなみ
つしま
津島市
愛西市
大治町
おおはる
ひばの
さや
かにえ
えいわ
蟹江町
ごのさん
とみよし
さこぎ
やとみ
弥富市
飛島村
とびしま
ＪＲ
名鉄
近鉄

（２）　沿革

ア）海部地区環境事務組合の設立

海部地区環境事務組合は、旧津島市ほか十一町村衛生組合及び旧海部津島衛生組合がそれぞれ個別に管理運営されることによる行政運営上の非効率的な面を改め、統合により広域行政の円滑化、効率化を図りつつ、ごみ処理施設、し尿処理施設の設置、管理運営及びこれらに附帯する事務並びに塩田緑苑多目的広場の維持管理に関する事務の共同処理を目的として平成12年４月１日に地方自治法第284条第２項に基づき旧甚目寺町を除く４市３町村の構成自治体（津島市、愛西市、（旧佐屋町、立田村、八開村及び佐織町が平成17年４月１日合併）、弥富市（旧弥富町、十四山村が平成18年４月１日合併）、あま市（旧七宝町、美和町、甚目寺町が平成22年３月22日合併）、大治町、蟹江町、飛島村）で設立された地方公共団体の一部事務組合である。

年	沿　　革
平成12年	・２月10日付けで、津島市、七宝町、美和町、大治町、蟹江町、十四山村、飛島村、弥富町、佐屋町、立田村、八開村及び佐織町の１市11町村をもって、ごみ処理施設の設置、し尿処理施設の設置及び管理運営並びにこれに附帯する事務及び塩田緑苑多目的広場の維持管理に関する事務の共同処理を目的とする海部津島環境事務組合の設立許可（41指令地第94号） 事務所の位置　津島市大字津島字新開128番地 ・12月１日付け（届出）組合規約の変更 事務所の住所変更　旧　津島市大字津島字新開128番地 新　津島市新開町二丁目212番地
13年	・10月１日　弥富工場（仮称）ごみ受け入れ開始 ・10月16日　弥富工場（仮称）焼却作業（試運転）開始
14年	・２月27日　弥富工場（仮称）建設工事完了（一部） ・４月１日　管理者始め三役交代　管理者　津島市長　副管理者　美和町長 副管理者　佐屋町助役　収入役　津島市収入役 ・５月31日　八穂クリーンセンター建設工事完了 ・６月１日　八穂クリーンセンター本格稼働 ・10月１日　上野センター脱水汚泥及びし渣の八穂クリーンセンターでの焼却処理開始
15年	・２月17日　副管理者交代　佐屋町助役から立田村助役 ・５月30日　管理者始め二役交代　管理者　津島市長　副管理者　蟹江町長 副管理者　佐織町助役
16年	・３月１日　給与等審議会設置 ・構成委員等：組合議会代表　管理者会代表（町代表、村代表） 経済界代表　労働界代表　弁護士 ・４月１日　管理者始め二役交代　管理者　弥富町長　副管理者　蟹江町長（継続） 収入役　弥富町助役 ・６月11日　給与等整備状況等調査会設置 ・構成委員等：各市町村及び海部事務所人事給与等担当課長等
17年	・２月22日　上野センター改修工事着手 ・４月１日　組合規約の変更　構成団体数　12団体→９団体（２市５町２村）
18年	・３月30日　上野センター改修工事完了 ・４月１日　組合規約の変更　・組合名称　旧　海部津島環境事務組合 新　海部地区環境事務組合 ・構成団体数　９団体→８団体（３市４町１村） ・議員定数　26人→11人

	管理者就任　　弥富市長 収入役就任　　弥富市助役 副管理者交代　副管理者　　美和町長・大治町助役 ・５月30日　副管理者交代　副管理者　　蟹江町助役（Ｈ19．４．１　蟹江町副町長）
19年	・２月19日　管理者就任　　弥富市長（弥富市長改選による） ・３月１日　海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例等制定（４月１日施行） ・４月１日　給与等審議会及び給与等整備状況等調査会廃止 会計管理者就任　弥富市会計管理者 ・４月27日　副管理者交代　副管理者　蟹江町長 ・５月１日　組織の見直し （八穂クリーンセンター運転管理体制５人×５班→４人×４班　１班委託） ・８月14日　エコアクション21認証取得
20年	・４月１日　管理者始め三役交代　管理者 津島市長　副管理者 愛西市長・愛西市副市長 会計管理者 津島市会計管理者
21年	・４月１日　八穂クリーンセンター運転管理体制４人×４班→４人×３班　２班委託
22年	・３月22日　組合規約の変更　構成団体数　８団体→７団体（４市２町１村） ・４月１日　管理者始め三役交代　管理者 愛西市長　副管理者 津島市長・弥富市副市長 会計管理者 愛西市会計管理者 八穂クリーンセンター運転管理体制４人×３班→４人×２班　３班委託 ・８月３日　塩田センター解体工事着手
23年	・１月21日付け（届出）組合規約の変更 維持管理に要する経費の負担割合改正 ごみ処理施設：均等割　10/100→5/100　人口割　40/100→45/100 し尿処理施設：均等割　10/100→5/100　昼間人口割　45/100→50/100 ・12月16日　塩田センター解体工事完了
24年	・４月１日　管理者始め三役交代　管理者 蟹江町長　副管理者 弥富市長・蟹江町副町長 会計管理者 蟹江町会計管理者 ・５月31日　八穂クリーンセンター灰溶融炉停止 ・７月６日付け（届出）組合規約の変更 住民基本台帳法の一部改正に伴い改正
25年	・４月１日　八穂クリーンセンター運転管理体制全面委託
26年	・４月１日　管理者始め三役交代　管理者 弥富市長 副管理者 あま市長・弥富市副市長 会計管理者 弥富市会計管理者
27年	・２月２日　塩田緑苑プール跡地3,652.34㎡県へ売却 ・６月16日　八穂クリーンセンター第１期基幹的設備改良工事着手
28年	・４月１日　管理者始め三役交代　管理者 あま市長 副管理者 津島市長・あま市副市長 会計管理者 あま市会計管理者 ・10月15日　新開センター脱水汚泥の処分業者での資源化開始 ・11月７日　新開センターし渣の八穂クリーンセンターでの焼却開始
29年	・１月18日　新開センター汚泥焼却設備廃止
30年	・２月５日　（許可）組合規約の変更 管理者及び副管理者の選任方法の変更 ・３月11日　八穂クリーンセンター第１期基幹的設備改良工事完了 ・４月１日　管理者始め三役交代　管理者 津島市長 副管理者 愛西市長・津島市副市長 会計管理者 津島市会計管理者

	・７月２日　八穂クリーンセンター第２期基幹的設備改良工事着手
令和元年	・８月　中長期計画の策定
２年	・４月１日　管理者始め三役交代　管理者 愛西市長 副管理者 弥富市長・愛西市副市長 会計管理者 愛西市会計管理者
３年	・６月３日　津島市鹿伏兎町の組合用地2,048.91㎡津島市へ売却
４年	・２月16日　八穂クリーンセンター第２期基幹的設備改良工事完了 ・４月１日　管理者始め三役交代　管理者 弥富市長 副管理者 あま市長・弥富市副市長 会計管理者 弥富市会計管理者
５年	・２月７日　八穂クリーンセンター内鉄塔敷地90.37㎡中部電力パワーグリッド（株）へ売却
６年	・４月１日　管理者始め三役交代　管理者 あま市長 副管理者 大治町長・あま市副市長 会計管理者 あま市会計管理者 新開センター及び上野センター運転管理委託 ・４月　中長期計画の改訂
８年	・４月１日　管理者始め三役交代　管理者　大治町長 副管理者 蟹江町長・大治町副町長 会計管理者　大治町会計管理者 ・４月１日　新開センター脱水汚泥の一部について八穂クリーンセンターでの焼却開始

イ）旧津島市ほか十一町村衛生組合の設立

津島市は、昭和29年に元寺町地内に15t/８hのバッチ炉を建設してごみを焼却処理してきたが、老朽化が進み発生量の大部分を埋立処理に依存していた。一方、蟹江・弥富・佐屋・佐織の４町は全て埋立によって処理していたが、昭和37年頃から工場、住宅等の進出、生活水準の向上に依るごみ量の増加により、衛生的、効率的にごみを処理する必要に迫られていた。このため、１市４町は、ごみの共同処理について協議し、昭和39年６月18日に津島市ほか四町衛生組合を設立するとともに、佐屋町大字日置地内に40t/８hのバッチ式の処理施設を建設し、焼却処理をしてきた。

その後、昭和47年頃からの予想を上回るごみの増加、炉の老朽化現象による能力の低下に伴い、昭和50年頃には、「新処理場」建設の気運が出てきた。時期を同じくして七宝町、美和町、大治町、十四山村、飛島村、立田村及び八開村の７町村から共同処理の参加希望があり、海部津島地域の広域行政の一環として、昭和51年11月15日に津島市ほか十一町村衛生組合へと組織替えをした。そこで、昭和52年11月佐織町大字諸桑地内に150t/24h×２基の焼却炉の建設に着手したところ、公害問題を心配した周辺住民36名から昭和53年９月に名古屋地裁に建設工事差止めの仮処分申請がなされ、昭和54年３月に建設工事の中止が決定した。

以来、工事再開について、周辺住民との間で公害防止関係はもちろんのこと、ごみ処理の原点にかえって協議、検討を重ね、その経緯を踏まえて特に、全国で初めて半乾式の塩化水素除去装置を導入するとともに、ごみの６分別や生ごみのたい肥化、廃プラスチックの減容化などごみの資源化、減量化に努めることとし、昭和56年10月工事を再開し、昭和58年３月に新焼却場が完成した。操業に当たっては公害防止協定などを締結し、昭和58年９月から平成13年10月まで操業した。

※（工事差止め決定の内容）

① 塩化水素について規制目標値は700mg/Nm³(430ppm)であるが、ごみ量・ごみ質の調査や分別収集が行われていないなどの理由により、この達成の可能性が極めて低いこと。

② 各種大気汚染物質濃度の規制目標が達成されるか否かについて現在・将来に亘って調査がなされていないこと。

③ 住民と公害防止対策、被害が生じた場合の補償措置等の問題について、具体的に協議した形跡が見当たらないこと。

以上の理由により、公害発生の蓋然性があると判断した。

従って、このまま建設、操業をすれば、社会生活上受忍の限度を超える公害の発生の恐れがあるので、公益的必要性を考慮しても被害を未然に回避するため工事を一時中止し、設備機能を再検討し、住民とも話し合って適当な善後策をとるべきである。

年	施設及び所管事務の変遷
昭和39年	・６月18日付けで津島市、蟹江町、弥富町、佐屋町及び佐織町の１市４町をもって、ごみ処理場の建設及び維持管理事務の共同処理を目的とする津島市ほか四町村衛生組合の設立許可（39指令地第450号）事務所は津島市役所内に置く。
40年	・３月11日　佐屋処理場建設工事着工（40t/８h×１基）
41年	・３月10日　佐屋処理場完成　４月１日稼働
49年	・２月28日付けで組合規約の変更（49指令地第12-9号）負担金算定方法の改正（国調人口→登録人口・収集人口→投入実績割）
51年	・11月15日付けで組合規約の変更（51指令地第12-21号） 津島市ほか十一町村衛生組合に名称変更、七町村加入、事務所の位置の変更（津島市役所→佐屋処理場）
52年	・11月９日　佐織町大字諸桑地内で新処理場着工（150t/24h×２基）

53年	・９月26日付けで宇治団地住民36名が名古屋地裁に建設工事差し止め仮処分申請
54年	・２月15日付けで組合規約の変更（53令地第8-8号）　塩田緑苑の建設及び維持管理事務の共同処理を追加 ・３月27日付けで名古屋地裁建設工事の中止を決定
56年	・８月12日付けで工事再開に関する確認書を締結 ・10月５日　工事再開
57年	・５月４日　塩化水素除去装置設置工事着工
58年	・３月31日　新処理場完成 ・７月１日　廃プラスチック減容固化処理工場建設工事着工（飛島村） ・７月１日　ごみ高速たい肥化工場建設工事着工（美和町） ・９月４日付けで公害防止協定締結 ・９月６日　火入れ式　９月12日　試運転開始 ・３月31日　ごみ高速たい肥化工場完成　４月９日稼働
59年	・４月11日　清掃工場竣工式 ・４月27日　塩田緑苑プール建設工事着工　７月15日完成 ・５月30日　廃プラスチック減容固化処理工場完成（５月18日試運転） ・６月１日　佐屋処理場建物撤去工事着工８月31日完了 ・７月18日　塩田緑苑プール佐織町に譲渡 ・９月１日付けで組合規約の変更（59令地第4-4号）　事務所の位置の変更（佐屋処理場→清掃工場） ・10月31日　塩田緑苑多目的広場建設工事着工
60年	・３月11日　塩田緑苑多目的広場完成　４月１日供用開始 ・５月18日付けで組合規約の変更（60令地第40号）　ごみ処理場→ごみ処理施設 塩田緑苑の建設及び維持管理→塩田緑苑多目的広場の維持管理 ・８月20日付けで組合規約の変更（60令地第45号）　助役→副管理者２名
61年	・２月25日付けで組合規約の変更（60令地第40-12号）　ごみ処理施設の維持管理に要する経費の負担割合　均等割20/100→10/100　人口割40/100→40/100　投入実績割40/100→50/100
平成4年	・３月27日　ごみ高速たい肥化工場搬入停止 ・４月17日　同工場建物撤去工事着工　６月10日完了
9年	・５月９日付けで宇治団地住民28名が名古屋地裁に「清掃工場操業禁止仮処分」を申請 ・同年９月10日　和解
10年	・３月28日　廃プラスチック減容固化処理工場搬入停止 ・７月31日　（仮称）弥富工場建設工事着工 ・９月１日　廃プラスチック減容固化処理工場建物撤去工事着工　９月30日完了
12年	・４月１日　海部津島環境事務組合発足（組合統合により名称変更） （津島市ほか十一町村衛生組合、海部津島衛生組合統合）

ウ）旧海部津島衛生組合の設立

昭和30年頃から、工業の発達による化学肥料の普及と農業形態の改善等を背景とした国・都道府県の施策により、収集し尿の処理施設が全国的に設置されるようになった。このような情勢の中、津島市、蟹江町、十四山村、飛島村、弥富町、佐屋町、立田村及び佐織町の１市７町村は、し尿の共同処理について協議を重ね、昭和41年９月13日に海部津島衛生組合を設立し、昭和44年４月に津島市新開地内に消化方式のし尿処理場（100kℓ/日能力）を建設、処理事業を開始した。

その後、地場産業である弥富の金魚池や立田の蓮根田へのし尿の自家処理量が予測を越えて激減したことから、組合管内の絶対処理量が急増し、昭和46年頃には「新処理場」建設の気運が出

てきた。時期を同じくして、七宝町、美和町、大治村（現大治町）及び八開村の４町村から共同処理の参加希望があり、昭和48年３月１日新加入により組織は１市11町村に拡大した。そして、鍋田干拓上野地内に、県企業局より用地を購入し、昭和50年４月１日、酸化方式（150kℓ/日能力）の処理場を建設した。

昭和50年３月６日に津島の処理場を第一事業所と改称し、新処理場を第二事業所とした。

当時、経済成長期にあって、住環境の社会的変化に伴うし尿浄化槽の普及は著しかった。このため、当組合でもし尿浄化槽汚泥処理施設建設計画が浮上し、昭和54年４月に100kℓ/日能力、し尿浄化槽汚泥処理施設を第二事業所に増設した。

地盤沈下対策上、県の地下水揚水規制を受ける第二事業所の２基の揚水施設が機能低下をきたしたため、緊急に代替用水導入設備工事を行い、昭和55年11月１日に地下水から県水（現工業用水）に全面的に切替えた。

昭和56年５月水質汚濁防止法の改正（伊勢湾総量規制）により第一事業所に高速沈殿方式の三次処理施設を増設した。

昭和63年３月に第二事業所の汚泥焼却施設などの老朽化のため基幹的施設整備工事を行った。

平成３年度の第二事業所機能向上施設に関する３カ年計画書に基づき、平成４年６月に増加する浄化槽汚泥をし尿処理施設で弾力的に対応し混合処理するため汚泥脱水装置更新整備工事を施工。平成６年１月に、し尿処理施設の水質安定向上のため高度処理設備整備工事、平成７年３月には増加する浄化槽汚泥に対応するため水処理系整備工事を行った。

第一事業所処理施設の老朽化及び平成５年10月１日付け水質汚濁防止法施行令の一部改正により窒素、リンの排出規制基準が達成困難なため、平成８年６月施設更新工事に着手した。平成10年９月30日に膜分離高負荷脱窒素処理方式（135kℓ/日能力）の処理棟が完成し、10月１日より供用開始した。平成11年８月31日には施設更新工事の残りの管理棟が完成した。

年	沿　　革
昭和41年	・９月13日付けで、津島市、蟹江町、十四山村、飛島村、弥富町、佐屋町、立田村及び佐織町の１市７町村をもって、し尿処理場の建設及び維持管理並びにこれらに附帯する事務の共同処理を目的とする海部津島衛生組合の設立許可（41指令地第94号） 事務所は、津島市役所内に置く
43年	・１月５日　津島処理場建設工事着手（消化方式　100kℓ/日能力）
44年	・１月４日　津島処理場完成 ・４月１日　稼働
46年	・８月16日　管理者始め三役交代（新佐織町　旧津島市）
47年	・３月31日付けで、組合規約の変更（47指令地第49号） 事務所の位置の変更（津島市役所→津島処理場）
48年	・３月１日付けで、組合規約の変更（48指令地第11-5号） 七宝町、美和町、大治村及び八開村加入 ・12月10日　弥富町大字鍋田地内で新処理場着手（酸化方式　150kℓ/日能力）
50年	・３月６日　施設名称「し尿処理場」を「事業所」に改め、津島の施設を「第一事業所」弥富の新処理場を「第二事業所」とする ・３月31日　第二事業所し尿処理施設完成 ・４月１日　第二事業所し尿処理施設稼働 ・７月２日付けで、組合規約の変更（49指令地第12-22号） し尿収集運搬事業の削除並びに負担金算定方法の改正（国勢調査人口→登録人口）及び建設負担割合の改正 ・８月17日　管理者始め三役交代（新津島市　旧佐織町）
51年	・２月12日付けで、組合規約の変更（50指令地第12-16号）　大治村→大治町
52年	・12月13日　し尿浄化槽汚泥処理施設増設工事着手（第二事業所）

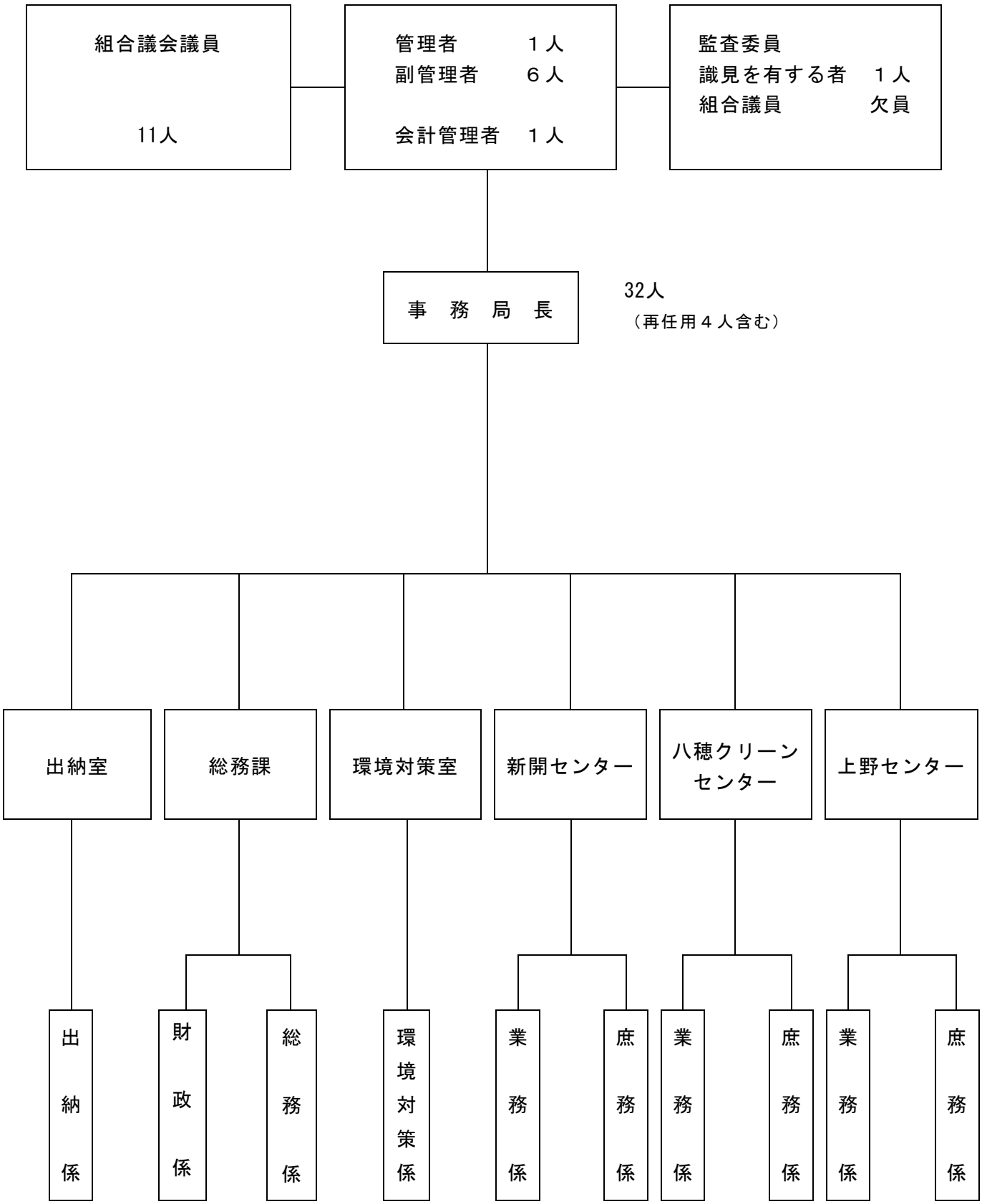
	（し尿浄化槽汚泥処理施設　100kℓ/日能力）
54年	・３月31日　し尿浄化槽汚泥処理施設増設工事完成 ・４月１日　稼働
55年	・４月25日　第二事業所受水槽等建設工事着手（受水槽・FRP250㎥/槽×４槽、用水布設管ø200㎜×1,467ｍ） ・10月15日　第二事業所受水槽等建設工事完成 ・10月25日　第一事業所三次処理施設建設工事着手（高速沈澱方式） ・11月１日　第二事業所受水槽等使用開始（地下水から県水へ切替通水）
56年	・５月25日　第一事業所三次処理施設完成
62年	・３月23日付けで、組合規約の変更（61令地第70-5号） 負担金算定方法の改正 １）均等割　20/100→10/100 ２）人口割　40/100→45/100 ３）収集人口割　40/100→昼間人口割　45/100
63年	・３月31日　第二事業所基幹的施設整備工事完成
平成3年	・２月26日　第一事業所消化脱水汚泥の特殊肥料届出県知事受理（№314） ・３月30日　第二事業所乾燥汚泥の特殊肥料届出県知事受理（№316）
4年	・２月24日付けで、組合規約の変更（3令地第40-19号） 監査委員・学識経験者→監査委員・識見を有する者 ・４月１日　第二事業所脱水汚泥処分委託開始 ・４月17日　第二事業所汚泥脱水装置更新整備工事着手 ・５月26日　管理者交代（新佐織町　旧津島市） ・６月１日　助役、収入役交代（新佐織町　旧津島市） ・６月30日　第二事業所汚泥脱水装置更新整備工事完成
5年	・６月２日　管理者始め三役交代（新十四山村　旧佐織町） ・６月２日　第二事業所高度処理設備整備工事着手
6年	・１月31日　第二事業所高度処理設備整備工事完成 ・７月７日　第二事業所水処理系整備工事着手
7年	・３月27日　第二事業所水処理系整備工事完成 ・６月５日　管理者始め三役交代（新飛島村　旧十四山村） ・11月21日　第一事業所用地170.52㎡県へ売却（県道拡幅）
8年	・４月18日　管理者交代（新蟹江町　旧飛島村） ・４月19日　助役、収入役交代（新蟹江町　旧飛島村） ・６月28日　第一事業所し尿処理施設建設（更新）工事着手 （膜分離高負荷脱窒素処理方式　135kℓ/日能力）
10年	・５月６日　第二事業所乾燥汚泥の特殊肥料生産事業廃止届出書県知事受理（№314） ・５月15日　管理者交代（新津島市　旧蟹江町） ・５月16日　助役、収入役交代（新津島市　旧蟹江町） ・８月17日　第一事業所消化脱水汚泥の特殊肥料生産事業廃止届出県知事受理（№316） ・９月30日　第一事業所し尿処理施設建設工事（処理棟）完成 ・10月１日　第一事業所し尿処理施設建設工事（処理棟）供用開始 ・11月９日　第二事業所し尿処理施設トラックスケール設置工事着手
11年	・３月19日　第二事業所し尿処理施設トラックスケール設置工事完成 ・８月31日　第一事業所し尿処理施設建設工事（管理棟）完成
12年	・１月26日付けで、組合解散届出書を県知事宛提出 ・３月31日　海部津島環境事務組合への統合により解散

２　組織・職員

２　組織・職員

（１）　組織図

令和８年４月１日現在



（２）　職員の配置

（令和８年４月１日）

単位：人

職名 ＼ 所属	事務局長	次長	所長代理 課長・所長・室長	主幹	補佐	係長	主査	技師	主事	合計
事務局	1	1								2
総務課			(1)	1			3(1)		1	5
総務係				1			2			3
財政係							1(1)		1	2
新開センター			(1)			1	3	2		6
庶務係							1			1
業務係						1	2	2		5
八穂クリーンセンター			2		1	2	3(1)	5	2	15
庶務係						1			2	3
業務係					1	1	3(1)	5		10
上野センター			(1)		(1)	(1)	(2)	(2)		0
庶務係										0
業務係					(1)	(1)	(2)	(2)		0
環境対策室			(1)		1		1	1	1	4
出納室			(1)	(1)			(3)		(1)	0
合計	1	1	2	1	2	3	10	8	4	32

※（　）内は所属の兼務

（３）　事務分掌

総務課

総務係

（１）　秘書用務に関すること。
（２）　儀式及び交際に関すること。
（３）　ほう賞及び表彰に関すること。
（４）　職員の服務、進退、賞罰及び身分に関すること。
（５）　職員の人事、給与及び旅費に関すること。
（６）　公平委員会に関すること。
（７）　退職給与及び職員の共済に関すること。
（８）　職員団体に関すること。
（９）　職員の研修及び教養に関すること。
(10)　職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
(11)　公告式に関すること。
(12)　条例、規則等の審査に関すること。
(13)　公印の保管に関すること。
(14)　文書の収受及び発送に関すること。
(15)　完結文書の整理保存に関すること。
(16)　組合議会に関すること。

(17)　監査に関すること。
(18)　工事、物件等の競争入札参加資格審査に関すること。
(19)　事務引継に関すること。
(20)　訴訟に関すること。
(21)　事務の近代化に関すること。
(22)　庁中構内の取締りに関すること。
(23)　自動車の管理に関すること。
(24)　防災に関すること。
(25)　庁中並びに庁外会議に関すること。
(26)　庶務事務に係るセンターとの連絡調整に関すること。
(27)　他の係又はセンターの所管に属さないこと。

財政係
（１）　組合財政全般の企画及び連絡調整に関すること。
（２）　予算の編成及び予算統制に関すること。
（３）　財政状況の公表及び財政統計調査に関すること。
（４）　地方債に関すること。
（５）　財産の管理に関すること。
（６）　競争入札及び契約に関すること。
（７）　塩田緑苑に関すること。
（８）　用度に関すること。
（９）　職員の貸与品に関すること。
(10)　財務会計に係るセンターとの連絡調整に関すること。
(11)　その他財務に関すること。

出納室
出納係
（１）　現金の出納（小切手の振出しを含む。）、保管に関すること。
（２）　有価証券諸証書の出納及び保管に関すること。
（３）　物品の出納、保管に関すること。
（４）　支出負担行為の確認に関すること。
（５）　収入及び支出命令の審査に関すること。
（６）　指定金融機関等に関すること。
（７）　一時借入金に関すること。
（８）　決算に関すること。
（９）　その他会計管理者の権限に属する事務に関すること。

環境対策室
（１）　ごみ及びし尿処理施設の運転及び維持管理に伴う測定分析及び環境調査等に関すること。
（２）　環境対策に関する情報の収集公開に関すること。
（３）　公害防止対策及び法令等に係る調査に関すること。
（４）　ごみ処理に伴う廃水処理に関すること。
（５）　所管事務に係る庶務及び財務会計に関すること。
（６）　その他環境に係る施策全般に関すること。

新開センター

業務係

（１） し尿処理に係る企画調整並びに受入れ計画に関すること。
（２） 施設の運転及び維持管理に関すること。
（３） 計量に関すること。
（４） 処理残渣等の搬出及び処理処分に関すること。
（５） 住民対話に関すること。
（６） 啓蒙、視察等に関すること。
（７） その他し尿処理全般に関すること。

庶務係（各センター共通）

（１） 所属職員の手当及び旅費に関すること。
（２） 所属職員に係る総務課との連絡調整に関すること。
（３） 所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
（４） センターの文書の収受及び発送に関すること。
（５） センターの完結文書の整理保存に関すること。
（６） センターの事(業)務に係る財務会計に関すること。
（７） その他所属職員全般に関すること。

八穂クリーンセンター

業務係

（１） ごみ処理に係る企画調整並びに受入れ計画に関すること。
（２） 施設の運転及び維持管理に関すること。
（３） 計量及び手数料の徴収並びに収入に関すること。
（４） 焼却残渣等の搬出及び処理処分に関すること。
（５） 事業系一般廃棄物の受入れ承認に関すること。
（６） 最終処分場に関すること。
（７） 住民対話に関すること。
（８） 八穂クリーンセンター運営協議会に関すること。
（９） 啓蒙、視察等に関すること。
(10) 資源化及びその他の調査、研究に関すること。
(11) その他ごみ処理全般に関すること。

上野センター

業務係

（１） 施設の運転及び維持管理に関すること。
（２） 計量に関すること。
（３） 処理残渣等の搬出及び処理処分に関すること。
（４） 住民対話に関すること。
（５） 啓蒙、視察等に関すること。

３　予算・決算

３　予算・決算

（１）　令和８年度当初予算

組合の予算で歳入の主なものは、構成市町村からの負担金で73.32%である。

歳出の主なものは、処理場費で、ごみ処理費のごみ処理施設整備業務委託費用等である。

歳入　　（単位：千円、%）

区分	令和８年度予算		令和７年度予算		比較	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
分担金及び負担金	2,370,193	73.32	2,256,611	78.25	113,582	5.03
使用料及び手数料	304,250	9.41	279,500	9.69	24,750	8.86
財産収入	5,486	0.17	1,927	0.07	3,559	184.69
寄附金	1	0.00	1	0.00	0	0.00
繰入金	180,000	5.57	120,000	4.16	60,000	50.00
繰越金	40,000	1.24	30,000	1.04	10,000	33.33
諸収入	166,802	5.16	195,666	6.79	△28,864	△14.75
組合債	165,800	5.13	0	0.00	165,800	―
歳入合計	3,232,532	100.00	2,883,705	100.00	348,827	12.10

歳出　　（単位：千円、%）

区分	令和８年度予算		令和７年度予算		比較	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
議会費	384	0.01	406	0.01	△22	△5.42
総務費	111,524	3.45	97,207	3.37	14,317	14.73
処理場費	2,825,717	87.42	2,500,932	86.73	324,785	12.99
公債費	289,907	8.97	280,160	9.72	9,747	3.48
予備費	5,000	0.15	5,000	0.17	0	0.00
歳出合計	3,232,532	100.00	2,883,705	100.00	348,827	12.10

（２）　令和７年度決算（見込み）

歳入　　（単位：円、％）

区分	令和７年度決算		令和６年度決算		比較	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
分担金及び負担金	2,256,611,000	76.89	2,301,075,000	75.68	△44,464,000	△1.93
使用料及び手数料	367,654,000	12.53	285,275,200	9.38	82,378,800	28.88
財産収入	6,905,692	0.23	447,143	0.02	6,458,549	1,444.40
繰入金	5,568,000	0.19	169,126,000	5.56	△163,558,000	△96.71
繰越金	79,423,212	2.71	56,967,059	1.87	22,456,153	39.42
諸収入	218,560,329	7.45	227,787,664	7.49	△9,227,335	△4.05
歳入合計	2,934,722,233	100.00	3,040,678,066	100.00	105,955,833	△3.49

歳出　　（単位：円、％）

区分	令和７年度決算		令和６年度決算		比較	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
議会費	251,813	0.01	265,594	0.01	△13,781	5.19
総務費	119,171,560	4.17	149,575,691	5.05	△30,404,131	20.33
処理場費	2,460,896,916	86.03	2,530,968,169	85.47	△70,071,253	2.77
公債費	280,159,889	9.79	280,445,400	9.47	△285,511	0.10
予備費	0	0.00	0	0.00	0	0.00
歳出合計	2,860,480,178	100.00	2,961,254,854	100.00	△100,774,676	△3.40

（３）　人口に対する市町村負担金の推移

年度	市町村負担金（千円）	人口（人）	一人あたりの平均負担額（円）
平成28	2,286,658	293,736	7,785
平成29	2,202,909	293,532	7,505
平成30	2,158,134	292,017	7,390
令和元	2,105,165	291,434	7,223
令和２	2,035,740	291,106	6,993
令和３	1,982,883	289,481	6.850
令和４	1,955,646	287,121	6,811
令和５	2,086,518	286,256	7,289
令和６	2,301,075	285,273	8,066
令和７	2,256,611	283,492	7,960
令和８	2,370,193	281,894	8,408

４　施設・概要

４　施設・概要

（１）　八穂クリーンセンター（〒498-0068　弥富市鍋田町八穂399番地３）
敷地面積　49,969.06㎡

工　　期	平成10年７月～平成14年５月
処理能力	110t/24h×３基（全連続燃焼式） 131t/日　リサイクルプラザ
構　　造	鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄骨造
建築面積	12,884.22㎡（延べ31,366.31㎡）
総事業費	27,428,093千円（用地・造成等を含む）
財源内訳	国庫補助金　9,588,307千円　（内返還額　542,745,591円） 県補助金　369,479千円　（　〃　20,925,913円） 起　　債　15,138,800千円　（内繰上償還　301,329,134円） 一般財源　2,331,507千円
施工業者	三菱重工業株式会社

ア）平成13年10月よりごみ搬入を開始し、10月16日より焼却作業（試運転）を開始した。
イ）平成14年６月三菱重工業株式会社より引き渡しを受け本格稼働した。
ウ）平成22年７月損害賠償請求事件和解成立により、和解金2,090,039,178円を三菱重工(株)より入金した。
エ）平成24年５月31日をもって、灰溶融炉を停止した。
オ）平成24年12月３R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進を始めとした循環型社会の形成と効率的な一般廃棄物処理事業を推進するため、海部地区循環型社会推進地域計画を策定した。
カ）平成25年度八穂クリーンセンターの延命化、長寿命化の観点から、設備ごとの改良の必要性・有効性に関し計画的な基幹的設備改良に資する長寿命化計画を策定した。
キ）平成27年７月から平成29年12月まで第１期基幹的設備改良工事を実施した。
ク）平成29年３月長寿命化計画（平成25年度策定）を改正し、長寿命化総合計画を策定した。
ケ）平成29年12月海部地区循環型社会推進地域計画（第２期）を策定した。
コ）平成30年３月長寿命化総合計画を改正した。
サ）平成30年７月から令和４年３月まで第２期基幹的設備改良工事を実施した。
シ）令和４年３月低速回転式破砕機を更新した。
ス）令和５年２月７日八穂クリーンセンター内鉄塔敷地90.37㎡を中部電力パワーグリッド（株）へ売却した。

（２）　八開処分場（愛西市二子町上丸島地内）
敷地面積　5,671㎡（民有地借地）

埋立期間	平成元年４月～平成14年３月
埋立容量	14,500㎥
構　　造	全　　周　鋼矢板Ⅱ型・ウエルポイント 全　　面　遮水シート（PVC1.5㎜） 敷地全周　鋼板フェンス（2.5m） 調　整　槽　200㎥ 汚水処理施設　15㎥/日
事業費	245,920千円（鋼矢板・ウエルポイントの運転管理費含む）

財源内訳	一般財源　245,920千円
施工業者	株式会社杉本組・藤吉工業株式会社

ア）埋立地確保難等に伴い、小規模の田畑等へ農閑期に短期埋立処分をするため、平成４年度に八開処分場を中継基地化したが、塩田センターの操業終了（平成13年10月）に伴い焼却灰等の搬入も終了した。

イ）埋立地からの汚水の浸出を防止するため、全面遮水シートを設けており、保有水は平成４年度に設置した汚水処理施設で処理している。

ウ）埋立地の浸出水の安定化のため、汚水処理施設を運転中。

（３）　塩田緑苑多目的広場（愛西市諸桑町塩田110番地）

敷地面積　16,566㎡　（プール用地を含まず）

工　　期	昭和59年10月～昭和60年３月
施 設 等	野球場　　１面 ゲートボール場　１面 緑苑プール（愛西市へ無償譲渡） 25ｍプール　　1 幼児用プール　1 児童広場 駐車場・その他
総事業費	424,488千円（用地を含む）
財源内訳	起　　債　293,400千円 一般財源　131,088千円
施工業者	住田建設株式会社（多目的広場） 天王建設株式会社（プール）

ア）塩田センター周辺の環境対策の一環として整備したもので、昭和60年４月から供用を開始している。

イ）野球場利用実績（令和７年度）

１）許可数　　559件

２）使用数　　431件

ウ）平成27年２月２日付けで、県に塩田緑苑プール跡地を売却。

（４）　塩田センター（愛西市諸桑町塩田22番地）

敷地面積　12,299.24㎡

工　　期	昭和52年11月～昭和58年３月
焼却能力	150t/24h×２基（全連続燃焼式）
構　　造	鉄筋コンクリート造　一部鉄骨造
建築面積	2,648.544㎡（延べ3,711.922㎡）
総事業費	3,195,110千円（用地費を含む）
財源内訳	国庫補助金　1,154,925千円 県 補 助 金　　433,096千円 起　　債　1,055,700千円

	一 般 財 源　　551,389千円
施工業者	三菱重工業株式会社

ア）平成13年９月末でごみの搬入を停止し、10月15日をもって焼却作業も終了した。
イ）平成14年６月１日付けで、県に休止届を提出。
ウ）平成19年６月８日付けで、県から財産処分承認通知。
（平成19年６月５日付けの環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長から財産処分承認）
エ）平成22年８月３日から平成23年12月16日の工期で解体工事完了。
オ）平成23年10月31日付けで、県に廃止届を提出。
カ）平成24年１月13日付けで、環境省及び県に財産処分完了報告書を提出。

（５）　新開センター（〒496-0071　津島市新開町二丁目212番地）
敷地面積　10,224.38㎡

工　　期	平成８年６月27日～平成11年８月31日
方式・能力	膜分離高負荷脱窒素処理方式　135kℓ/日
総事業費	4,629,850千円
財源内訳	国庫補助金　1,088,258千円 県補助金　　252,310千円 起　　債　2,844,200千円 一般財源　　445,082千円
施工業者	アタカ工業株式会社

（６）　上野センター（〒498-0067　弥富市上野町２番地15）
敷地面積　27,326.95㎡

ア）し尿処理施設

工　　期	昭和48年12月～昭和50年３月
方式・能力	酸化処理方式　150kℓ/日
総事業費	1,459,294千円
財源内訳	国庫補助金　　138,549千円 県補助金　　44,050千円 起　　債　1,072,500千円 一般財源　　204,195千円
施工業者	三菱重工業株式会社

イ）し尿浄化槽汚泥処理施設

工　　期	昭和52年12月～昭和54年３月
方式・能力	好気性処理方式　100kℓ/日
総事業費	630,000千円
財源内訳	国庫補助金　315,000千円 県補助金　105,000千円 起　　債　199,600千円

	一 般 財 源　10,400千円
施 工 業 者	三菱重工業株式会社

※施設の改修等

１）受水槽建設工事及び用水取付管布設工事

工　　期	昭和55年４月～昭和55年11月
方式・能力	250㎥/槽×４槽 用水布設管ø200㎜×1,467ｍ
総 事 業 費	182,910千円
財 源 内 訳	県 補 助 金　45,727千円 起　　債　109,700千円 一 般 財 源　27,483千円
施 工 業 者	三菱樹脂株式会社、三菱重工業株式会社他

（代替用水導入設備工事）

２）基幹的施設整備工事

工　　期	昭和62年８月～昭和63年３月
改 修 事 項	し尿処理施設（150kℓ/日） 二段焼却装置→真空乾燥装置 し尿浄化処理施設（100kℓ/日） ドラムスクリーン、スクリュープレス、撹拌ブロワ
総 事 業 費	510,000千円
財 源 内 訳	国庫補助金　247,580千円 起　　債　198,100千円 一 般 財 源　55,320千円
施 工 業 者	三菱重工業株式会社

３）汚泥脱水装置更新整備工事

工　　期	平成４年４月17日～平成４年６月30日
改 修 事 項	し尿処理施設（150kℓ/日） 遠心分離機更新：4.5㎥/h×３台→10.0㎥/h×２台
総 事 業 費	220,420千円
財 源 内 訳	起　　債　161,100千円 一 般 財 源　59,320千円
施 工 業 者	三菱重工業株式会社

４）高度処理設備整備工事

工　　期	平成５年６月２日～平成６年１月31日
改 修 事 項	し尿処理施設（150kℓ/日） 遠心分離機更新：10.0㎥/h×１台 高度処理設備の増設

総 事 業 費	190,035千円
財 源 内 訳	一 般 財 源　190,035千円
施 工 業 者	三菱重工業株式会社

５）水処理系整備工事

工　　期	平成６年７月７日～平成７年３月27日
改 修 事 項	し尿処理施設（150kℓ/日）：貯留曝気槽増設　200㎥ し尿浄化処理施設（100kℓ/日）：分離液槽増設　150㎥
総 事 業 費	246,170千円
財 源 内 訳	起　　債　119,800千円 一 般 財 源　126,370千円
施 工 業 者	三菱重工業株式会社

６）上野センター改修工事

工　　期	平成17年２月22日～平成18年３月31日
改 修 事 項	水槽補修工事（15槽） 脱臭設備の更新 夾雑物除去装置（細目スクリーン、スクリュープレス増設）、 汚泥脱水装置２台増設（計６台、68㎥/H） 主処理設備の改造（浄化槽汚泥対応型脱窒素処理方式）
総 事 業 費	1,331,400千円
財 源 内 訳	起　　債　1,170,400千円 一 般 財 源　161,000千円
施 工 業 者	三菱重工業株式会社

（７）　日光川左岸し尿中継船係留土場

し尿中継用敷地の目的で、愛知県知事より期限付占用の許可を受けているものである。

ア）場　　所　津島市鹿伏兎町稗田地内

イ）占用面積等　桟橋敷　　19.44㎡
　　係留船敷　　808.00㎡
　　計　827.44㎡
　　係留保護物　　２基
　　係　留　環　　２ヶ所
　　照　明　灯　　２基

ウ）沿　　革

昭和38年12月18日より昭和46年10月25日まで、津島市が愛知県知事からし尿中継用敷地として許可を得て使用（占用面積 277.78㎡）

S46.10.18　津島市に代わり衛生組合が占用許可申請（特記事項第二処理場建設までの暫定使用等）

S46.10.26　県知事許可（占用面積 277.78㎡）

S46.11.１　契約締結により余郷信次土場施設管理人となる

S47.５.４　占用許可（更新）
S47.８.14　愛知県処理海運(株)より４月１日付けにて申請の土場使用の件、衛生組合許可
S48.４.２　土場管理人契約を余郷信次と再締結
S48.７.14　(有)杉山産業より４月１日付けにて願い出のあった土場使用の件、衛生組合許可
S48.８.10　７月12日付け占用面積等変更の件、県知事許可
　　占用面積　277.78㎡　→　644.61㎡
　　桟　　橋　１ヶ所　　→　２ヶ所
S49.４.１　占用許可（更新）　占用期間　昭和54年３月31日まで
S49.10.16　昭和50年４月１日以降鍋田処理場完成後土場使用禁止することについて管外土場使用市町村（一宮市他12市町村）及び土場使用２海運業者宛通知
S50.５.10　県知事宛廃止届（昭和50年３月31日廃止）
S50.８.７　津島土木事務所所長より工作物原形復旧指示
S51.５.７　関係２海運業者宛工作物撤去について組合再通知
S51.５.24　日光川河川敷利用について愛知県と話し合い
S51.６.21　愛知県海域利用協議会（県下18市町村、会長　一宮市長　森 銘太郎）との間で１年間の土場継続使用について合意。尚、土場は同協議会の管理運営となる
S54.５.21　衛生組合より土地の占用期間の更新並びに工作物の改築について許可申請
S54.６.１　５月21日付け申請の河川占用の件、県知事許可
　　占用面積　桟橋敷　19.44㎡
　　係留船敷　808.00㎡
　　計　827.44㎡
　　係留保護物　２基
　　係　留　環　２ヶ所
　　照　明　灯　２基
S54.６.４　土場管理人契約を余郷信次と再締結
S54.６.16　愛知海域利用協議会より土場利用期間６ヶ月延期依頼
S57.３.３　占用許可（更新）　占用期間　昭和62年３月31日まで
S62.３.24　占用許可（更新）　占用期間　昭和67年３月31日まで
H元.７.８　土場管理人契約相手方変更　余郷信次→(有)余郷商事
H３.９.12　河川法２級河川日光川筋における土地掘削等（高水法面ブロック張）行為の件、県知事許可
H４.３.13　占用許可（更新）　占用期間　平成９年３月31日まで
H６.９.20　土場管理人契約を(有)余郷商事と再締結
H９.４.１　占用許可（更新）　占用期間　平成19年３月31日まで
　　土場管理人契約を(有)余郷商事と再締結
H17.５.20　占用の廃止届けを愛知県知事に提出　廃止年月日　平成17年５月31日